



宮 崎 県 公 報

平成29年7月24日 (月曜日) 第 2914 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改
正する規則…………… (商工政策課) 1

告 示

○指定構造計算適合性判定機関の住所の変更に
ついて…………… (建築住宅課) 2

頁

公 告

○歳入の収納の事務の委託…………… (教育庁) 2

○肥料の登録の有効期間の更新…………… (農業連携推進課) 2

○肥料の登録の失効…………… (") 2

○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
計画の変更…………… (水産政策課) 3

○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 4

○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (") 4

規 則

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則 (平成12年宮崎県規則第 130号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(貸付対象事業等)	(貸付対象事業等)
第2条 県は、中小企業者、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成11年法律第18号) 第9条第1項に規定する中小企業者等、下請中小企業振興法 (昭和45年法律第 145号) 第5条第1項に規定する特定下請組合等、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成16年政令第 182号) 第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体及び同号ホに規定する一般社団法人並びに同項第3号に規定する事業協同組合等及び特定中小事業者並びに同条第2項第1号に規定する特定会社、一般社団法人若しくは一般財団法人 (一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。)、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所並びに市町村で、次の各号に掲げる事業のいずれかを行うもの並びに法第15条第1項第4号の規定により業務を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構 (以下「機構」という。) に対し、高度化資金を貸し付けるものとする。	第2条 県は、次に掲げる者に対し、高度化資金を貸し付けるものとする。
(1) 法第15条第1項第3号に掲げる事業	(1) 次のアからケまでに掲げる者であって、法第15条第1項第3号に掲げる事業又は当該事業に附帯する事業を行うもの
(2) 前号に附帯する事業	ア 中小企業者 イ 中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) 第2条第5項に規定する組合等 ウ 下請中小企業振興法 (昭和45年法律第 145号) 第5条第1項に規定する特定下請組合等 エ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成16年政令第 182号。以下「政令」という。) 第3条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体 オ 政令第3条第1項第2号ホに規定する一般社団法人 カ 政令第3条第1項第3号に規定する事業協同組合等又は特定中小事業者 キ 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員である事業者の3分の2以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員若しくは所属員 (中小事業者である組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。) ク 政令第3条第2項第1号に規定する特定会社、一般社団法人等又は商工会等 ケ 市町村

2・3 [略]

(連帯保証人等)

第14条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人等が貸付決定者であるときは、当該一般社団法人等に出資又は出捐している地方公共団体の損失補償をもって連帯保証に代えることができる。

(2) 法第15条第1項第4号の規定により業務を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)

2・3 [略]

(連帯保証人等)

第14条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、政令第3条第2項第1号に規定する一般社団法人等が貸付決定者であるときは、当該一般社団法人等に出資し、又は出捐している地方公共団体の損失補償をもって連帯保証に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 450号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出者の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

2 変更後の届出者の住所

神奈川県横浜市中区山下町22番地

3 変更しようとする年月日

平成29年8月1日

宮崎県告示第 451号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
宮崎県育英資金	地銀ネットワークサ	平成29年4月1日から

返還金の収納事務	一ビス株式会社 国分グローサーズチ ェーン株式会社 株式会社しんきん情 報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セコマ 株式会社セーブオン 株式会社セブソーイ レブン・ジャパン 株式会社ファミリー マート 株式会社ポプラ ミニストップ株式 社 山崎製パン株式会 社 株式会社ローソン	平成30年3月31日まで
----------	--	--------------

公 告

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者		登録の 有効期限
					名称	所在地	
宮崎県第 980号	乾血及びそ の粉末	乾血粉末	TN 12.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成17年 6月21日 至 平成35年 6月20日

(注)「保証成分量(%)」欄の記号は、次のとおりである。

TN：窒素全量

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第977号	化成肥料	有機入り 397	T N 3.0 T P 9.0 C P 6.0 T K 7.0 C K 6.0 W K 3.0 C M g 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成29年3月25日
宮崎県第978号	副産動物質肥料	ガイアスパワー	T N 6.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	川合肥料株式会社	静岡県磐田市前野2226番地	平成29年5月19日
宮崎県第932号	魚廃物加工肥料	マリンパワフル	T N 5.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	串間市漁業協同組合	宮崎県串間市大字西方 15071番地 128	平成29年6月10日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の記号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、C P : く溶性りん酸、T K : カリウム全量、C K : く溶性カリウム、W K : 水溶性カリウム、C M g : く溶性苦土

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第10位、生産額で全国第13位（平成27年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本

方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
 - (9) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
 - (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成28年		平成29年	
	まさば及びごまさば	23,000トン	21,000トン	
まいわし	若干	若干		
まあじ	若干	若干		

(注) 「平成28年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成28年7月から平成29年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成28年1月から平成28年12月までである。「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。

- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成28年	平成29年
第1種特定海 洋生物資源の 期間別に定め る数量	まさば及びごまさば	22,521トン	20,532トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注)「平成28年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成28年7月から平成29年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成28年1月から平成28年12月までである。「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採

捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

日南市

2 都市計画の種類及び名称

日南都市計画地区計画
飫肥地区 地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日南土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

日南市

2 都市計画の種類及び名称

日南都市計画用途地域

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日南土木事務所